

2つくば幼保第10号
令和2年(2020年)4月6日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛のお願い
及び利用者負担(保育料)の軽減措置について

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大対策として、つくば市では、令和2年(2020年)3月3日に御家庭での保育が可能な日については、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いしてきました。

つくば市においても感染が拡大している状況を踏まえ、保育施設での過密化を避けて感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な保護者様におかれましては、あらためて下記のとおり保育施設利用の自粛をお願いさせて頂くことといたしました。

今回の自粛につきましても強制ではなく、もし家庭での保育が可能な日がある場合について御対応をお願いするものとなります。皆様の生命を守る観点から、何卒、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても地域の流行状況等に応じて変更となる可能性がありますので、御了承ください。

記

1 自粛要請期間

令和2年(2020年)4月7日(火)～令和2年(2020年)5月6日(水)

2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

(保育所、保育園、認定こども園(2・3号認定)、小規模保育施設)

3 利用者負担(保育料)の取扱い

自肅要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、御案内いたします。

※利用者負担(基本の保育料)のみが対象となります。実費徴収(給食費含む)や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

4 お休みになる場合

施設へ御連絡ください。施設のスムーズな保育運営に御協力をお願いします。

5 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月(里帰り出産のため欠席する場合は2か月)を超えて、保育所(園)・認定こども園等へ登園しない場合は退園となりますが、自肅要請期間中の欠席は対象としません。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111